

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第1号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第1ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
86箇所（土崎・将軍野・飯島・金足・下新城ほか）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第2号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第2ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
96箇所（八橋・外旭川・仁別・添川・上新城ほか）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第3号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第3ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
92箇所（山王・手形・広面・下北手・太平ほか）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第4号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第4ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
92箇所（御所野・四ツ小屋・仁井田・上北手・中通ほか）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第5号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第5ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
90箇所（新屋・豊岩・下浜・浜田・川尻ほか）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第6号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第6ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
5 4箇所（河辺）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。

仕様書

- 1 委託番号 参ポ掲第7号
- 2 名称
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託（第7ブロック）
- 3 目的
参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示場の設置を行う。
- 4 履行場所
63箇所（雄和）
- 5 履行期間 契約日から令和7年7月24日までとする。
- 6 業務内容
 - (1) 材質等
 - ア 掲示板の材質は、秋田杉構造用合板とする。
 - イ ポスター掲示場の構造、印刷面は、設計書のとおりとする。
 - ウ 印刷は、スクリーン印刷とする。
 - エ 各ポスター掲示場には、指定された設置番号を記入する。
 - オ すべての作業は、原則として土地管理者の立ち会いのもとで行う。
 - カ 使用した資材は、再利用に努める。
 - (2) 設置作業
 - ア 作業期間は、6月25日から7月2日までとする。
 - イ 塀などの建造物を利用する場合は、損壊しないよう注意する。
 - ウ 通行に支障がないよう設置する。
 - エ 設置場所については、秋田市選挙管理委員会（以下「選管」という。）の指示に従う。
 - (3) 撤去作業
 - ア 作業期間は、7月21日から同月24日までとする。
 - イ ポスター掲示場全部を撤去し、設置場所は原状に復する。
 - (4) 保守管理
 - ア 各ポスター掲示場を巡回し、破損箇所を発見した場合は、選管に連絡のうえ修理等を行う。
 - イ 選管から連絡を受けた場合、直ちに出勤できるよう待機体勢をとる。

7 報告書等

(1) 道路占用にかかる書類の提出

ア 選管が指示する、道路敷に設置するポスター掲示場については、次のものを提出する。（選管事務局で道路占用手続きを行うため必要なもの）

(ア) 道路使用許可書の写し

(イ) 撤去作業中の写真（通行支障対策に向けた保安施設が映り込んでいるもの）

※写真は、ポスター掲示場の全体が写り、かつ、表示部の番号が判別できるものとする。（(3)、(4)について同じ）

イ 提出期限は、(ア)が6月24日まで、(イ)が7月29日までとする。

(2) 設置開始届

設置を開始する際、設置開始届を提出する。

提出期限は、6月25日までとする。

(3) 設置前・後の定点写真

提出期限は、7月3日までとする。

(4) 業務完了報告書および写真

ア ポスター掲示場全部の撤去完了後、次のものを提出する。

(ア) 業務完了報告書

(イ) 撤去前・後の定点写真

イ 提出期限は、7月29日までとする。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定める。